

## I. はじめに

2007年に改正学校教育法が施行され、特別支援教育に転換された。特別支援教育では、「知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施される」(文部科学省,2007)<sup>3)</sup>ことが明記された。このことは、公立学校のみならず国立大学附属学校も含められ、校種についても幼稚園から高等学校までの全ての学校で推進することが求められた。

これを受け、文部科学省は特別支援教育体制整備状況等調査を実施した。本調査は2007年度に開始され、2008年度以降、国立、私立を対象に加え、現在まで継続されている(2023年度の調査は2024年9月に発表済)。特別支援教育体制整備状況等調査(文部科学省,2023a)<sup>5)</sup>から、通常の学級における国立小学校の特別支援教育支援体制(以下、支援体制とする。)の推進には課題がみられる。同様の先行研究としては高橋ら(2011)<sup>10)</sup>、大塚ら(2015)<sup>2)</sup>が挙げられ、特別支援教育体制整備状況調査を参考に自作の質問紙を用いて調査を行っている。高橋ら(2011)<sup>10)</sup>では、「国立大学附属小学校に在籍する特別な教育的配慮を要する児童の在籍率は1.02%であり、「国立大学附属小学校にも特別な配慮を要する児童が在籍していること」が初めて指摘された。また、体制整備が遅れている要因として、入学者選抜の実施や国立大学附属小学校の役割から生まれる独自の認識・意識問題があると指摘した。大塚ら(2015)<sup>2)</sup>では、高橋ら(2011)<sup>10)</sup>と比較して実施率は上昇傾向にあり基礎的な支援体制は整えられてきているとした。一方で、特別支援教育の必要性を感じている学校と取り組みが充分であるとした学校の乖離から体制整備の課題があることを指摘した。また、文部科学省(2023b)<sup>6)</sup>より、小学校の通常の学級においては、支援体制の機能化及び連携体制の充実化が必要であるとされており、体制整備が整えられてきたからこそ機能についての検討を要するといえる。

そもそも、国立大学附属学校は、国立大学及び国立大学の学部に所属する学校のことである。国立大学法人法第23条と大学設置基準第39条を法的根拠に「実験的・先導的な学校教育の実施」、「教育実習の実施」、「大学・学部における教育に関する研究への協力」などの役割が求められている。本研究ではその中でも義務教育の初期段階であり、学校教育の導入部である小学校を対象として検討を行う。また、国立大学及び国立大学の学部に附属する小学校を「国立大学附属小学校」として定義する。特徴として、設置者が異なること等から地域での連携が困難である一方、公立学校とは異なり、大学等の独自資源を持っていることが挙げられる。

国立大学附属小学校の独自資源と連携する特別支援教育の実践研究は複数挙げられる(佐々木:2022,佐藤ら:2013,若林ら:2016)<sup>8)9)12)</sup>。一方で、和田ら(2016)<sup>11)</sup>は発達の気になる幼児児童生徒が在籍しているが、附属学校園内での支援、連携体制が整っていないことを指摘している。ここから、独自資源との連携について、学校による実態差は大きいことが推察される。有我ら(2026)<sup>1)</sup>も、国立大学附属小

中学校等において特別支援教育に関する論文数が少なく、教科教育等の研究と比較して特別支援教育に関する研究が推進されていないことを指摘している。

以上から、国立大学附属小学校において、特別支援教育に関するニーズはあるにも関わらず支援体制の整備に未だ課題があるといえる。次に、体制整備は以前より推進されつつあるが、それらの体制整備の機能化の課題が指摘された。しかし、体制の機能についての検討はなされていない。第三に、国立大学附属小学校の独自の資源を利活用した連携・協働に焦点化した際、学校による実態差が大きいが網羅的検討はなされていなかった。

そこでこれらの課題を踏まえて、本研究では、国立大学附属小学校において特別な教育的配慮を必要とする児童の実態・支援体制の実態を改めて検討し、支援体制の機能及び国立大学附属小学校独自の資源を利活用した連携・協働の実態を明らかにすることを目的とする。

## II.方法

### 1. 参加者と手続き

全国国立大学附属小学校・義務教育学校前期課程において、コーディネーター又は特別支援教育の担当者1名を対象とし、郵送法による送付、返送又はGoogle formでの回収によって質問紙調査を行い、特別支援教育の体制整備状況、機能、連携・協働について検討した。全72校のうち32校から回答が得られ、回収率は44.4%だった。

### 2. 内容

「回答者と学校の属性」、「児童の特別支援教育に関する実態」、「特別支援教育に関する体制整備状況」、「支援体制の機能」、「特別支援教育に関する他機関との連携」、の主に5区分に設定し、具体的な内容は以下の通りである。調査項目は特別支援教育を専攻とする教授1名と国立大学附属小学校の現コーディネーター1名による確認を行った。

#### (1) 回答者と学校の属性

「回答者の役職」、「学校の基本属性」、「各学級数」と「全児童数」等について尋ねた。

#### (2) 児童の特別支援教育に関する実態

高橋ら(2011)<sup>10)</sup>を参考に「児童の特別支援教育に関する実態」、「発達障害の児童数」、「障害種」、「特別教育的な配慮を要する児童数」、「児童実態」について尋ねた。

#### (3) 特別支援教育に関する体制整備状況

特別支援教育体制整備状況等調査(文部科学省,2023a)<sup>5)</sup>に準じて支援体制の実施についての質問項目を設けた。

#### (4) 支援体制の機能

「個別の教育支援計画の作成」、「個別の指導計画の作成」、「合理的配慮の実施」、「校内委員会」、

「コーディネーター」等の機能について独自に調査項目を設定した。

#### (5) 特別支援教育に関する他機関との連携

「専門機関」や「附属学校機関」との連携について、非大学関係、大学関係に分類し連携・協働について尋ねた。

### 3. 分析方法

質問紙調査により回収したデータは、Microsoft Excel を使用し処理分析を行った。単純集計によって各選択肢の回答数及び回答割合を求めた。回答率の有効数字は、高橋ら(2011)<sup>10)</sup>及び文部科学省(2023a)<sup>5)</sup>をもとに、小数点第1位とした。

### 4. 倫理的配慮

本学会の「倫理綱領」及び日本が学術会議「科学者の行動規範改訂版」を遵守し、人権及び研究倫理上の配慮を行った。本研究は筆者が所属する大学の研究倫理委員会の承認を受けて実施された(承認番号: 804)。

## III. 結果

### 1. 回答者及び回答校の属性について

回答者の役職は、コーディネーターが全回答者のうち 62.5%(20/32名)、管理職が同 34.4%(11/32名)、その他は同 3.1%(1/32名)であった。回答が得られた 32 校のうち、小学校が 30 校、義務教育学校前期課程が 2 校であった。

### 2. 特別な教育的配慮を要する児童の在籍状況

特別支援教育に関する児童実態についての項目においては、それぞれの児童数が不明瞭であるものと障害種の回答がなされていないものを除外し、有効回答は 25 部とした。医療機関によって発達障害の診断を受けている児童の在籍率の平均値は 1.4% であった。また、診断は受けていないが、特別な教育的配慮を要する児童の在籍率の平均値は 4.3% であった。これらを統合し、医療機関の診断の有無に関わらず特別な教育的配慮を要する児童の在籍率の平均値は 5.7% であった。本調査結果と高橋ら(2011)<sup>10)</sup>とを比較した表 1 より、「発達障害の診断を受けている児童」についても「診断はないが、特別な教育的配慮を要する児童」についても在籍数、在籍率が上昇しており、診断の有無に関わらず「特別な教育的配慮を要する児童」の在籍率も大幅に上昇していたことが明らかとなった。

表1：高橋ら(2011)と本研究における児童実態の項目との比較

児童実態	高橋ら		本研究	
	n	%	n	%
全児童数	21298		12886	
診断あり	61	0.29%	174	1.35%
要配慮	156	0.73%	532	4.13%
累計	217	1.02%	706	5.48%

### 3. 支援体制整備状況について

支援体制整備状況の質問項目については、本調査結果と高橋ら(2011)<sup>10)</sup>、大塚ら(2015)<sup>2)</sup>と比較を行った(表2)。大塚ら(2015)<sup>2)</sup>は「支援員等の配置」、「通級指導教室の設置」については調査を行っていないかったため除外した。表2より、「校内委員会の設置」、「実態把握の実施」、「特別支援教育コーディネーターの指名」については、大塚ら(2015)の段階で約8割の実施率となっており、約1割上昇していることがわかる。また、「個別の指導計画の作成」、「個別の教育支援計画の策定」、「特別支援教育に関する研修の実施」については、大塚ら(2015)<sup>2)</sup>では、3割から5割程度の実施率であったものが、2割程度から4割程度上昇し7割の実施率となっていた。「支援員等の配置」、「通級指導教室の設置」、「特別支援学級の設置」についてはどれも5割を越えず、高橋ら(2011)<sup>10)</sup>からの増加率も2割にも満たなかった。

表2：高橋ら(2011)、大塚ら(2015)と本研究における体制整備状況の項目との比較

比較	校内委員会の設置		実態把握の実施		特別支援教育 Co		個別の指導計画		個別の教育支援計画		特別支援教育		支援員等の配置		通級指導教室の設置		特別支援学級の設置					
					の指名		の作成		の策定		に関する研修の実施											
	高橋ら	大塚ら	本研究	高橋ら	大塚ら	本研究	高橋ら	大塚ら	本研究	高橋ら	大塚ら	本研究	高橋ら	大塚ら	本研究	高橋ら	大塚ら	本研究				
あり	18	47	29	20	49	30	23	50	30	8	23	23	19	25	17	34	23	12	15	1		
%	54.5	78.3	90.6	60.6	81.7	93.8	69.7	83.3	93.8	24.2	38.3	71.8	24.2	31.7	79.0	51.5	56.7	74.2	36.4	46.9	3.0	
なし	15	3	13	2	10	2	26	6	25	5	16	8	21	17	32	25	30	27	21.9	9.1	10.0	
%	45.5	9.4	39.4	6.30	30.3	6.3	78.8	16.7	75.8	16.2	48.5	25.8	63.6	53.1	97.0	78.1	90.9	84.4				
不明	0	0	0	0	0	0	3	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
全体	33	60	32	33	60	32	33	60	32	33	32	33	32	33	32	33	32	33	32	33	60	32

### 4. 支援体制の機能について

「個別の教育支援計画の作成」、「個別の指導計画の作成」、「合理的配慮の実施」については、障害の診断を受けている児童のうち、「全員に作成・実施している。」、「一部に作成・実施している。」、「作成・実施していない」の3件法で質問項目を設定した。「個別の教育支援計画の作成」に関しては、診断を受けている児童全員に対して作成している学校が、全ての学校のうち46.9%(15/32校)であり、診断を受けている児童のうち一部に作成している学校は同31.3%(10/32校)であった。「個別の指導計画の作成」に関しては、診断を受けている児童全員に対して作成している学校が同43.8%(14/32校)であり、診断を受けている児童のうち一部に作成している学校は同28.1%(9/32校)であった。「合理的配

慮」に関しては、診断を受けており、合理的配慮を希望する児童全員に対して実施している学校が同62.5%(20/32校)であり、診断を受けており合理的配慮を希望する児童のうち一部に実施している同28.1%(9/32校)であった(表3)。

校内委員会の項目においては、開催頻度や構成メンバー、内容などを問う質問項目を設定した。開催頻度については校内委員会を設置している29校のうち、「必要に応じて」が最も高く、38.0%(11/29校)であった。一方、「週に1回」で同3.5%(1/29校)であり、最も少なかった(表4)。構成メンバーについては、校内委員会が設置されている学校全てのうち93.1%(27/29校)が特定の役職から校内委員会が構成されていた。「コーディネーター」は同100.0%(27/27校)と最も高く、全校において校内委員会に参加していた。一方で、「大学などの外部専門家」が同14.8%(4/27校)と最も低く、「スクールソーシャルワーカー」と「通級による指導の担当者」が次いで少なかった(表5)。

コーディネーターについては、指名されている人数が1名であったのは、指名している学校全体のうち83.3%(25/30校)であり、最も多かった。

表3：特別支援教育支援体制に関する機能(N=32)

校内支援体制	全員に実施・作成		一部に実施・作成		実施・作成なし		無回答	
	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率	回答数	回答率
個別の教育支援計画の作成	15	46.9%	10	31.3%	5	15.6%	2	6.3%
個別の指導計画の作成	14	43.8%	9	28.1%	6	18.8%	3	9.4%
合理的配慮の実施	20	62.5%	9	28.1%	1	3.1%	2	6.3%

表4：校内委員会の開催頻度(N=29)

開催頻度	n	%
週1回	1	3.5
月1-2回	9	31.0
学期に1-2回	8	27.6
必要に応じて	11	38.0

表5：校内委員会の開催メンバー(N=27)

構成メンバー	n	%
校長	18	66.7
副校長	14	51.9
教頭	17	63.0
主幹教諭	20	74.1
特別支援教育コーディネーター	27	100.0
養護教諭	24	88.9
通級による指導の担当者	5	18.5
対象児の学級担任	21	77.8
対象児の学年主任	12	44.4
スクールカウンセラー	9	33.3
スクールソーシャルワーカー	5	18.5
外部専門家	4	14.8
その他	9	33.3

## 5. 独自の連携・協働について

連携・協働を実施している機関については、以下の「大学関係の専門機関」、「非大学関係の専門機関」、「同大学の附属学校園」、「異なる大学の附属学校園」、「非大学関係の附属学校園」の5つに分類し、それぞれの分類においてどのような機関と連携・協働しているのか問う質問項目とした。大学独自の資源については、「大学関係の専門機関」及び「同大学の附属学校園」は両項目75.0%の学校が連携・協働を行っていた。一方で、異なる大学の附属学校園については、いずれの学校も実施していなかった(表6)。特に「大学関係の専門機関」については、「特別支援教育に関するセンター」が学内の専門機関と連携・協働がある学校全体のうち50.0%(12/24校)と最も高かった。次いで、「特別支援教育に関する研究室」が同45.8%(11/24校)と高かった。最も低かった「特別支援教育に関する講座」に関しても、同37.5%(9/24校)と大きな差はなく、連携・協働機関が学校によって分散していた。「同大学の附属学校園」については、「附属幼稚園」が連携・協働のある学校全体のうち54.2%(13/24校)と最も高かった。次いで、「附属中学校」と「附属特別支援学校」が同45.8%(11/24校)と高かった。一方で、「自校以外の附属小学校」が同12.5%(3/24校)と最も低く、同じ附属小学校同士での連携が見られにくかった。

表 6：関係機関との連携・協働の実施(N=24)

関係機関	N	n	%
大学関係の専門機関	31	28	75.0
非大学関係の専門機関	31	30	96.8
同大学の附属学校園	32	24	75.0
異なる大学の附属学校園	28	0	0.0
非大学関係の附属学校園	29	15	51.7

N は調査項目に対する無回答・回答不明を除く有効回答数を示すものである。

n は各項目の回答校を示すものである。

#### IV. 考察

##### 1. 特別な教育的配慮を要する児童の在籍状況と支援体制整備状況について

本研究の調査から、児童の在籍状況について文部科学省(2023c)<sup>7)</sup>から 8.6%と比較すると、かなり低い値ではあるが、高橋ら(2011)<sup>10)</sup>と比較して増加傾向にあることがわかる。ここから、国立大学附属小学校においても特別支援教育や発達障害の認知度が上昇傾向にあり、国立大学附属小学校においても特別支援教育のニーズがあるといえる。

支援体制整備状況については、高橋ら(2011)<sup>10)</sup>と大塚ら(2015)<sup>2)</sup>と比較し、「個別の指導計画の作成」、「個別の教育支援計画の策定」、「特別支援教育に関する研究の実施」の実践を支える項目が大塚ら(2015)<sup>2)</sup>より実施されるようになってきたといえる。「校内員会の設置」、「実態把握の実施」、「特別支援教育コーディネーターの指名」等の基礎的校内支援体制の整備に関する項目は大塚ら(2015)<sup>2)</sup>の時点で 8 割程度と高い実施率で、本研究において約 9 割と一層実施率を高めている。これらの支援体制が整備されたことによって、個々の支援や専門性を充実させる項目の実施率が上昇し 7 割以上となつた。また、「支援員等の配置」、「通級指導教室の設置」、「特別支援学級の設置」など

##### 2. 支援体制の機能

「個別の教育支援計画の作成」、「個別の指導計画の作成」、「合理的配慮の実施」の各項目の実施率から半数程度の学校が全員に作成・実施している一方で、3 割程度の学校が一部に作成・実施を行っており、実態差が見られた他、「児童の一部」の選定の仕方については更なる検討を要する。また、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成については大きな差が見られず、双方を実施しているか、両方とも実施していないかであることが推察される。「合理的配慮の実施」が他の 2 項目よりも実施率が高い要因としては、「合理的配慮を希望している」児童であることから、診断のある児童の中でも限定的になることから実施が容易になることが考えられる。また、文部科学省(2023a)<sup>5)</sup>や本調査結果より、コーディネーターが 1 人で専任指名が少ないと言え、業務過多となっており、特別支援教育のニ

ーズが拡大し、支援対象となる児童が増大する現状で、個別の教育支援計画や指導計画の作成が困難となっていると考えられ、作成、実施の促進方法を模索する必要がある。

「校内委員会」においては、開催頻度は半数以上の学校が定期開催しているが、頻度については学校による実態差が見られた。また、構成メンバーについては、コーディネーターは全校で校内委員会に参加しており、校内の特別支援教育を推進する役割を担っていることがわかる。また、「校長」や「教頭」といった管理職や「養護教諭」、「学級担任」の参加率が高かった。ここから、特別支援教育への専門性が高い役職、管理職、対象児童に関わる教員ら等、組織的対応を行うことが可能な人材によって構成されていることが明らかとなった。一方で、「大学などの外部専門家」、「スクールソーシャルワーカー」、「通級による指導の担当者」等外部人材や通常の学級に携わらない教員などの参加率が低く、校内で直接かかわりのある役職のみで完結する傾向にあることが推察された。

コーディネーターについては、概ね全ての学校の指名数が1人であった。文部科学省(2014)<sup>4)</sup>において、コーディネーターによる継続した支援や学校における専門性確保から複数指名の重要性が述べられている一方、実施されていない現状にある。

以上から、機能については実態差が見られ、体制整備だけではなく、一層の機能化に向けた働きかけが課題として挙げられた。また、校内委員会や個別の指導計画、教育支援計画の作成、合理的配慮の実施のためにはコーディネーターが重要な役割を担っており、コーディネーターの一層の機能化のために複数指名等改善が求められる。

### 3. 国立大学附属小学校の独自性

他機関との連携・協働のうち、特に独自資源である、「大学関係の専門機関」や「同大学の附属学校園」が7割程度と多くの学校で連携・協働が見られた。「大学関係の専門機関」の連携先について、大きな偏りはなく学校による実態差があった。要因としては、所属する大学の実態そのものや担う役割も多様であることが考えられ、連携・協働の場面や頻度等更なる検討を要する。「同大学の附属学校園」については、附属小学校就学の前後である「附属幼稚園」や「附属中学校」への連携・協働が半数程度であり、切れ目のない支援を実践する取り組みが見られた。また、「附属特別支援学校」の連携も半数程度見られ、特別支援教育の専門性を活かした連携・協働が見られた。一方で、同大学内の附属小学校の実施率が低い他、「異なる大学の附属学校園」の連携・協働は見られなかった。ここから、特別支援教育における情報提供機能を担う機関との単一的な連携・協働は行われている一方で、互いの専門性を高め合う機関とは連携・協働が行われにくいといえる。佐々木(2022)<sup>8)</sup>、佐藤ら(2013)<sup>9)</sup>、若林ら(2016)<sup>12)</sup>においても必要性は述べられており、独自資源を活用し体系化された連携・協働体制を構築し、一層推進することが求められる。

なお、「非大学関係の専門機関」の実施率が高いことは、「医療機関」や教育行政などの連携先が大学機関や学校では担うことが出来ない役割を担っている。よって、特別支援教育以外で関わりがあることから連携・協働が容易であると考えられ、国公立ともに連携・協働を行っていると推察される。

#### 4. 研究限界と今後の課題

今後の課題は以下の2点である。1点目に、支援体制整備だけではなく、機能化の推進が示唆されたことから、体制の下で実施されている支援方法や教員の意識、専門性について検討を要する。2点目に、国立大学附属小学校独自の資源の実態が多様であり、連携・協働の実態の把握が困難であったため、より実態に合わせた多面的な検討が必要である。

#### V. おわりに

以上、国立大学附属小学校の支援体制について検討を行ってきた。本研究の知見は、体制整備だけではなく機能化が課題であること、国立大学附属小学校独自の資源を活用した体系的な連携・協働の推進が求められることを示唆している。今後は、多様である国立大学附属小学校の実態を捉えた上で、機能化していくために特別支援体制の下実施されている、具体的な支援方法や国立大学附属小学校の教員の専門性や特別支援教育に対する意識などの検討が必要となるだろう。

#### 文献

- 1) 有我紀子・池田順之介・奥住秀之(2026)：国立大学附属中学校等の特別支援教育に関する研究の現状と課題.東京学芸大学紀要総合教育科学系,77,
- 2) 大塚玲・石川慶和・香野毅・渡辺明広(2015)：国立大学附属小学校における特別支援教育の取り組みと課題.日本教育大学協会研究年報,33,15-25.
- 3) 文部科学省(2007)：特別支援教育の推進について(通知).
- 4) 文部科学省(2014)：共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）.
- 5) 文部科学省(2023a)：令和4年度 特別支援教育に関する調査結果について.
- 6) 文部科学省(2023b)：通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議報告.
- 7) 文部科学省(2023c)：通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について.
- 8) 佐々木全(2022)：附属学校特別支援教育連携専門委員会事業の成果と展望-通常学級における特別支援教育の効果的な連携実践を求めて-.教育実践研究論文集,9,159-164
- 9) 佐藤忠全・田中二三猛・成田安男・大里公子・田澤安昭・酒井清敏・安藤房治(2013)：附属学校園に在籍する特別な配慮を要する幼児児童生徒への支援体制-コーディネーターを中心とした連携支援の実践-.弘前大学教育学部研究紀要,17,65-76
- 10) 高橋智・石川衣紀・田部絢子(2011)：国立大学附属小学校における特別支援教育の現状と課題：管理職・コーディネーター及び養護教諭への全国調査から.日本教育大学協会研究年報,29,219-231
- 11) 和田充紀・堀ひろみ・栗林睦美・遠藤安由子(2016)：附属学校園における特別支援教育の体制と連携に関する研究：幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校教員を対象とした質問紙調査を通して.富山大学人間発達科学部紀要,11(1),219-228
- 12) 若林上総・尾崎啓子・江袋明・加藤和子・大崎由香里・磯川あけみ・神田佳明・國分操(2016)：国立大学附属学校園における特別支援教育体制整備の推進：特別支援学校を中核とした附属学校園の連携と協働.埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要,15,61-68